

## 情報管理業務指導員制度実施要領の制定について（通達）

最終改正 令和 7. 3. 19 例規情第10号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

所属における情報セキュリティを維持し、情報管理システムの適正な運用を推進するため、みだしの要領を下記のように定め、平成23年1月1日から実施することとしたから、実効の上がるように努められたい。

なお、情報管理技術指導員制度実施要領の制定について（平成15. 12. 12：例規情第39号。以下「旧通達」という。）の例規通達は、平成22年12月31日限り廃止する。

### 記

#### 情報管理業務指導員制度実施要領

#### 1 趣旨

この要領は、所属において情報セキュリティの維持、安全対策及び情報管理システムの維持管理（以下これらを「情報管理業務」という。）に当たる情報管理業務指導員に係る制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 情報管理業務指導員

##### (1) 位置付け

情報管理業務指導員は、所属における情報管理業務の適正な推進をサポートする要員として置くものとする。

##### (2) 配置基準

情報管理業務指導員は、次に掲げる基準に従い、各所属に置くものとする。

ア 警察本部（サイバー対策本部及び京都市警察部を含む。）の所属及び警察学校 2人以上

イ 警察職員の定員が 200人未満の警察署 各課（課の設置がない場合は係）に 1人

ウ 警察職員の定員が 200人以上の警察署 各課に 1人以上

##### (3) 人的要件

情報管理業務指導員は、警部補以下の警察官又はこれに相当する警察官以外の職員のうち、京都府警察情報処理能力検定に関する訓令（平成6年京都府警察本部訓令第1号）に基づく能力検定の中級以上の級位を有する者又はこれと同等の情報処理能力を有すると認められる者とする。

##### (4) 任務

ア 情報管理業務に係る指導教養

イ 所属職員の情報活用能力の向上に係る指導教養

ウ アプリケーションソフトの利用に係る指導教養

エ 情報管理業務に係る事務に関する支援、助言等

オ 情報管理業務に係る非違事案の防止対策に関する支援、助言等

カ 情報管理システムの障害発生時における支援、助言等

#### 3 情報管理業務指導員の指定

所属長は、前記2の（2）の配置基準及び同（3）の人的要件並びに指定しようとする者の勤務

制、勤務場所等に照らし、所属の職員から情報管理業務指導員を指定するものとする。

#### 4 情報管理業務指導員の指定解除

所属長は、次に掲げる事由により、情報管理業務指導員の指定を解除する必要がある場合は、その都度、指定を解除するものとする。

- (1) 配置換え等で他の者に変更するとき。
- (2) 休職、退職等により、情報管理業務指導員としての任務が継続できなくなったとき。
- (3) その他やむを得ない事由が生じたとき。

#### 5 情報管理業務指導員の心得

##### (1) 積極的な推進

情報管理業務指導員は、任務の重要性を認識し、所属における情報管理業務に係る指導教養その他任務の積極的な推進に努めること。

##### (2) 知識技能の向上

情報管理業務指導員は、常に情報管理業務への関心を保持し、知識技能の向上に努めること。

##### (3) 相互協力

情報管理業務指導員は、効率的に任務が遂行できるよう、所属における他の情報管理業務指導員及び関係職員との相互協力に努めること。

##### (4) 情報管理課との連携

情報管理業務指導員は、情報管理業務に係る指導教養その他任務を効果的に推進するため、情報管理課との連携に努めること。

#### 6 情報管理業務指導員に対する教養等

- (1) 情報管理課長は、情報管理業務指導員の情報管理業務に係る知識技能の向上を図るための教養等の実施に努めなければならない。
- (2) 所属長は、情報管理業務指導員の任務に対する所属職員の協力意識の高揚、情報管理課長が主催又は勧奨する研修会等への情報管理業務指導員の参加の推奨等当該任務が効果的に遂行できるように配慮しなければならない。

#### 7 経過措置

この例規通達の実施の際現に旧通達の規定に基づき指定された情報管理技術指導員は、この例規通達の規定に基づく情報管理業務指導員が指定されるまでの間は、この例規通達の規定に基づく情報管理業務指導員とみなす。